

かもがわ



暑中お見舞い
申し上げます

くじ引き政治

ベルギーでは、最近、くじ引きで選ばれた市民が市民会議を立ち上げ、衆議の結果を自治体に提言して、その政策形成に参加する現象が地方政治レベルで増えてきているといわれています。

「くじ引き政治」というのは、政治の内容をくじ引きで決めるのではなく、ベルギーのように、政治のあり方を決める会議体の成員をくじ引きで選ぶやり方のことというようです。団体の中で役員などを選ぶ選び方は、自薦・他薦や順番や選挙などが一般です。しかし、成員が同質であり大きくない団体の場合は、くじ引きも一つの方法であることは否めません。機会が均等で公平だからです。

政治の表舞台に立ち、立法や行政に携わることができるのは選挙で選ばれた政治家だけです。政治家には、市民の縮図となり凝縮された民意に添ってバランスの取れた行動をすることが求められ、どのような人をどのような方法で政治家に選ぶかが重要となります。

社会の多様化にともない人々の考え方や行動の仕方に分断が深まると、選ばれた政治家が行動の基準となるべき民意が何であるかを的確に把握して行動することが必ずしも容易ではなくなりました。国民の側にも、政治家が十分に自分達の民意をくみ取った政治を行っていないので

はないかという不満が増えてきてもおかしくありません。

政治家を選ぶ方法は、時代により国により一様ではありません。歴史を遡ってみると、住民の人口が少なかった時代には、住民全員が集まって全体にかかわる大事な事柄を決めることが可能でしたが、社会の規模が大きくなると、選挙で住民を代表する人を選出し、そうした代議員からなる会議体が政治の元になる法律などの基本的なルールを制定するようになります。

前述のベルギーの例は国政レベルではありませんが、市民会議を主催する団体が企業や個人の電話番号情報をデータベース会社や国の統計機関から得て、二段階のくじ引きで代表者を選び、選ばれた人が市民会議に参加して政治課題を議論し提言書をまとめて政府に提案をしているそうです。これが国政レベルになれば「くじ引き政治」の名にふさわしくなります。

わが国では、国でも地方自治体でも、議会の議員は選挙によって国民や住民から選出されています。選挙によって議会の議員を選出することは今では常識になっていますが、以前は必ずしもそうではありませんでした。戦前の日本では、帝国議會は普通選挙で議員が国民から選ばれる衆議院の外に天皇が任命する勅撰議員から成る枢密院がありました。天皇主権から国民

主権が変わった現憲法のもとでは、衆議院はそのままで、枢密院が廃止され代わって議員が普通選挙によって一般国民から選出される参議院が設けられました。議員の選び方が同じ衆議院の外に参議院が必要なのかは当初から議論のあったところですが、熟議などの二院制のメリットのほかに、参議院議員の任期を長くしたり半数交代にするなど衆議院とは違う特色を持たせています。この参議院の独自制をより際立たせるために、その議員の選出の仕方をくじ引き選挙にするのも一つの考え方も知れませんが。

くじ引き選挙は、規模の小さい同質の人達から成る団体で役員を選ぶ時などには適当な方法でしょうが、多くの場合、団体の役員には、それなりの資質や見識や意欲が求められるので、自薦・他薦や選挙で決めるのが普通のやり方です。くじ引き選挙が議会の議員構成を国民ないし住民の縮図に近づけるといえることは間違いないとしても、反面、適格者を議員に得ることが必ずしも容易ではなく、場合によっては議会が衆愚政治の場になってしまいう危険もあります。物事には一長一短があるという好例です。

弁護士



坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

スウェーデンの今

★
今年一〇月三日に名古屋で開かれる日弁連人権擁護大会の分科会「今こそ、生活保障法の制定を！」の準備のための海外調査に、スウェーデンに行ってきました。

二〇二四年五月一八日(土)

午後九時五五分に関西国際空港発、トルコ航空でストックホルムへ。途中イスタンブールで二時間三〇分ほどトランジット。約二〇時間の長旅になりました。

五月一九日(日)

午前一〇時一〇分にストックホルムに着き、ホテルにチェックイン後、旧市街(ガムラストン)に。旧い街並みをゆっくりと拝見。夜は、メンバー全員で森の中のレストランで食事。

五月二〇日(月)

午前中は、全国自治体協会(SKR)と懇談。SKRは、政策立案、対政府交渉能力、財政など極めて大きな力を持っています。スウェーデンの社会保障制度における自治体の役割、新しい社会サービス法に対応する自治体へのサポート状況についてお聞きし、意見交換をしました。

午後は、国会議事堂内の社民党議員会議室で、政権交代前に社会サービス

法改正担当大臣だったLena Hallengren氏の政策秘書であるOskar Taxén氏(弁護士)と懇談。同氏からは、スウェーデンでも未だ普遍主義の確立はできていないこと、二〇二二年に、移民にかけたお金が多すぎるなどの批判から政権交代となったことなどから、社民党としても税金の使途について十分な市民の理解を得ることが必要だと強調されました。また、社会サービス法の改正の内容について説明を受けました。

その後、本会議場の様子を拝見。



国会議事堂内にて

五月二一日(火)

午前八時から近くのHäringe市へ。同市の市議会社会委員会委員長Sadat Dogru氏と職員Marie Nyström氏らから説明を受けました。Marie氏は、社会サービス法の改正に対する市の独自の対策、

特に、自立のための働く場所の開発と当事者のマッチングについて熱心に説明されました。

スウェーデンでは、各自治体が、自治体の課題に合わせて制度設計を競って行っており、担当者の能力と熱意が問われています。

午後にストックホルムに戻り、Stockholms stadsmissionerで昼食。ここは、生活困窮者が比較的低価格で昼食を食べることができます。それだけでなく、直ぐ隣が学校、前が公園で、交流の場になっているのが特徴です。

その後、午後二時から、すぐ近くにあるNGO Sveriges Stadsmissionerへ。ここでは、環境党の元環境大臣Karolina Skog氏と懇談し、住宅確保支援などについてお話を伺いました。その後、Linköping市へ移動し、宿泊。



弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

五月二二日(水)

午前九時からLinköping市にあるMatrmissionenの店を見学しました。この店は、寄付された商品を生活困窮者に安価に売却するシステムで、低所得者を支援しています。安価で希望する品物を買えるという点では、利用者の自主性を重んじており、面白い試みだと思いました。

午前一〇時四〇分から市立中央図書館を見学しました。ここは、本の閲覧、貸出しという通常の部門だけでなく、地域の民主主義を支える中心になっっています。スウェーデンでは、年金、税、生計援助など殆どの手続きがオンライン化されており、面談で相談を受ける窓口が不足しているため、図書館が、インターネットを使うためのサポートや孤立した高齢者の相互交流、貧困地域の乳幼児宅に定期的に絵本を届ける活動などもしています。その後、諸手続オンライン化のサービスセンターを訪問しました。

五月二三日(木)

夕方からMalmö市へ移動し、宿泊。午前中は、Burlöv自治体、午後はLund自治体を訪問。

Burlöv自治体では、専門性と信頼に基づくケースワークを行っており、「ケースワーカーの仕事が変わろうと思ったことはない。私はこの仕事を愛しています。」と担当職員が胸を張ったことが忘れられません。



Burlöv 自治体にて

また、Lund自治体でも、社会サービス法のこれからについて、報告をしていただきましたが、ここには、スウェーデンでも指折りのLund大学があり、同大学も訪問しました。荘厳な大学内の教会の横に、ガザ地区の虐殺に抗議するテント村があることが印象的でした。

五月二四日(金)

午前から午後にかけて、建設労働組合のSkåne地方支部を訪問しました。

スウェーデンの建設労働者の約八割がこの労働組合に加入しています。桁違いの力を持っており、使用者との対等な協議により自分たちの賃金や労働環境を決めています。ここでは、雇用保険、職業安定所、組合の意義について、昼食をいただきながら話し合いました。ちなみに、かつてのドイツのように、スウェーデンには、最低賃金の制度はありません。

その後、午後一時三〇分から、赤字Malmö支部へ移動。

スウェーデンでも移民を中心に社会保障から漏れてしまっている人がたくさんいるとのこと、制度の谷間にある人を、このNGOが行政の財政支援を得ながら支えているとのこと。Liv Panさんは、年金、生計援助の「穴」の存在を強調されていました。

夕方からは、四選挙に向けた期日前選挙の様子と、大きな広場に作られた選挙小屋を見学。各党の選挙小屋が仲良く並んでおり、競って政策の宣伝をしていました。メンバーが若いばかりで、市民と積極的に対話している

のが、日本と大きく違っています。



環境党の選挙小屋

五月二五日(土)から二六日(日)

Malmö市から電車でコペンハーゲンに移動。午後二時五〇分コペンハーゲン空港発、トルコ航空で関西国際空港へ。途中イスタンブールで五時間ほどトランジット。関西国際空港に二六日の午後七時に着きました。約二二時間もの長旅でした。

スウェーデンに学ぶ

制度面で学ぶことはたくさんありましたが、立場は違っても、お互いに積極的に意見を出し合い、議論のうえで、良い制度を作っていくという意欲が、国、自治体、当事者団体、労働組合で共通して強いことに感銘を受けました。

また、福祉制度の設計、運用に「科学性」があり、「信頼と尊敬」をキーワードとしていることが、あらゆる政治的立場をこえての共通の基盤であることがうらやましい限りでした。

夏の思い出

夏の思い出

日本は、四季がなくなり、冬、夏の二季になりつつあると言われていますが、確かに春と秋が短くなつたなと感じます。ところで、僕の子供時分の思い出としては、四季の中では圧倒的に夏が強く記憶に残っています。

夏休み、決まって午後三時を過ぎるころになると、青空がたちまち暗くなり、乾いた大地に大粒の雨が打ち付け、砂埃のにおいが漂います。稲光、雷鳴がとどろきます。バケツの水をかぶつたような雨に打たれるのが気持ちよく、夕立の中で遊んだものでした。

真夏には近所のどぶ川の水が干上がり、残った水たまりに大量のメダカが集まり、すくつた網が重くて持ち上がらなかつたこと、夏休みの間、毎日、小学校のプールで泳ぎましたが、ある時、永遠に泳げるような錯覚に陥つたこと、夏休みの終わる前日に必死に思い出しながら絵日記を書いたこと等、鮮烈な印象で断片がよみがえります。

夏休みが終わり、小学校では、今は許されない表現ですが、「くろんぼ大会」と題して、日焼け児童コンテストが行われました。

クーラーが無い時代

夜は、消灯して、窓を開け、蚊取り線香を

たいて、団扇で仰ぎながら、ラジオの野球中継や落語を聞いたものです。

クーラー等無かつた時代ですから、それが当たり前でしたが、寝苦しかったのかどうか、あまりよく覚えていません。

私が、昭和五七年に京都で司法修習した時、借りていたアパートにはクーラーがありませんでしたので、真夏の夜は暑くて部屋に入れたものではなく、鴨川の土手に涼みに出ていたものでした。今ならクーラーなしで京都の夏を乗り切ることは考えられません。

昔の日本は暑かつた？

吉田兼好は、「徒然草」の第五十五段に「家の作りやうは夏をむねとすべし冬はいかなる所にも住まる 暑き比(ころ)わろきすまひは、たへ難き事なり」と書いています。家は夏に涼しく過ごせる作りにすべきという内容ですが、確かに昔の時代では、暖を取ることは容易ですが、涼しくすることは出来ませんので、このように考えたのもわかります。ただ、やはり、これを読むと、昔も夏は暑かつたんだなあと思います。

確かに、NHKの大河ドラマを見ると、平安時代の寝殿造りの家は、外壁で密閉しておらず、御簾で仕切りをしていますので、夏は良いが、冬は寒くて仕方がない

だろうなと思います。昔の日本人は寒さに強かつたのかとも思いますが、もしかしたら、今より冬は暖かつたかもしれないという疑問もわきました。

しかし、枕草子の香炉峰の雪では、雪がかなり高く降り積もっていて、御格子をおろして炭櫃に火をおこしている、というシーンが出てきますから、やはり清少納言のいた時代の平安時代でも冬は寒かつたのだらうなと思えます。

江戸時代では、赤穂浪士の討入日は、江戸に雪が降り積もっていますので、江戸時代も寒かつたはずでしょう。

温暖化

東京大学大気海洋研究所の研究によれば、西日本の夏の平均気温は、平安時代前期は二五・九度でしたが、平安時代後期は二四・〇度と約二度低くなつた「寒冷期」だったそうです。ちなみに平成二八年当時の広島市の夏の平均気温は二六・二度だそうです。今はもっと高くなっているでしょう。

クーラーなしに涼風に眠りを誘われる時代になってほしいものです。

弁護士

山崎 浩一
Koichi Yamazaki

暗証番号とパスワード

★ インターネットを悪用した犯罪、情報流出が増加する中、個人認証の方法がいろいろと議論されています。その中でも一番身近なものはパスワードに關するものですが、忙しさにかまけて設定時のガイドの意味を理解しないまままぼーっと設定してしまいますと、後になって、余計なことをしていたとか、危ないことをしていたといったことに気付かされます。

Windows8からサインイン時にパスワードのほかにPIN(ピン)を設定することができるようになり、PINの設定がパスワードより安全なものとして推奨されるようになりました。

しかし、なぜ安全かという説明はインストールの画面には出て来ず、PINが何ものか調べもしなかったため、しばらくはそれまでどおりパスワードを設定していました。

★ PINはPersonal Identification Numberの略で、直訳すると「個人識別番号」ですが、日本で圧倒的に使用されている「暗証番号」と同義です。こんなことも知らんのかと言われればそれまで、マイクロソフトの日本語サポートページは、現在でも「PINは、ユーザー定義の数字のセット、または数字

と文字の組み合わせです。これにより、パスワードではなくWindowsのデバイスにサインインできます。」などと「暗証番号」の用語と絡めた説明は見た限りどこにも出てきません。

★ そこまでは分かったとして、PINも暗証番号もパスワードも、数字や文字を組み合わせた文字列にすぎませんので、なぜ数字4文字のPINがいくつもの英数字や記号を組み合わせたパスワードより安全なのかはピンと来なかつたのですが、上記サポートページを見ますと、「PINはデバイスに安全に保存され、どこにも送信されません。また、サーバーには保存されません。これにより、従来のパスワードよりも安全になります。」とあり、これで何となく分かつたという感じでした。つまり、暗証番号(PIN)は、使用したい物に直接セットして初めて、正当な使用者であることを認証させて物の使用を可能にするものです。暗証番号が正しいかどうかを判別する仕組みはその物に内蔵されています。従って、たまたま暗証番号なりPINの文字列が知られたり、あるいは推測されやすいものであっても、カードなりパソコンを支配下に置かれないう限り、安全ということになり、今なお数字4桁の暗証番号が

★ キャッシュカードとして通用しているわけです。また、パソコンはネットに接続して使うのが通常の使い方ですので、簡単な文字列だけでネットを経由して外からパソコンにアクセスするのを防げるといふ点でPINの使用が推奨されるということになります。

★ 他方、インターネットを使ったウェブサービスやアプリの使用に当たって個人認証の必要が激増しましたが、これは物とセットにはできませんので、最も使いやすい知識の要素による認証方法としてIDとパスワードがまず普及しましたが、これを知られると直ちに不正利用の危険が生じますので、パスワードは、どんどん複雑化し、使い回しが危険ということも、管理すべきパスワードの数も激増しました。そこで、パスワード管理アプリやSNSが活用されるなどパスワードの欠点を補い、あるいはパスワードに頼らない個人認証方法が開発途上にあります。

★ いずれにせよ理屈はきちんと確認しておくことは大切です。



弁護士

鍬田 則仁
 Norihito Kuwata

生物多様性と企業活動

★ 先日、琵琶湖博物館に行ってきました。小学生の頃に遠足を含めて数回足を運んだことがあるだけですが、見ごたえのある博物館だったと記憶しています。実際に行ってみると、六年をかけて大規模リニューアルし二〇二〇年にオープンしたばかりとのこと、記憶にある展示よりはるかに見応えのある展示を見ることができました。私は水族展示目当てだったのですが、子供の方はゾウの展示(琵琶湖周辺にもかつてゾウがたくさんいたのですね。)が気に入っていたようでした。

琵琶湖博物館を訪れることを思い立ったのは、最近私がよく見ている生物系YouTube「マーシー」氏のチャンネルで、頻繁に琵琶湖博物館が登場していたためです。このチャンネルでは、琵琶湖を中心にさまざまな外来種問題を取り上げており、主に外来種の捕獲・駆除動画をアップロードしています。たも網で湖川の生物を捕獲する「ガサガサ」の様子や、素潜りでブラックバスを狙う動画を見ていると、たも網を持って、近所の川で魚や亀を捕まえていたり、海水浴に連れて行っていたりしては魚やカニなどを素潜りで捕まえていた頃のことを思い出し、懐かしさも覚えます。

★ 外来種、特にブラックバスのような侵略的外来種が問題視されるのは、生物多様性を脅かすためです。餌や生息域といった資源は有

限ですから、外来種が侵入してくると、在来種の数は減り生物多様性が損なわれていきます。これまでに培われた多様な生態系により、今の環境・資源が形成されているのであって、人間の生存や経済活動もその恩恵に預かっているわけですから、在来種が減って生物多様性が損なわれることは決して対岸の火事ではありません。

近年、急速に生物多様性の保全に関する枠組みの整備が進んでいます。日本政府は、二〇二一年に立ち上がった自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)に参画し、二〇二三年九月にはTNFDの最終提言v1.0が公開されました。また、世界目標を定める昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて日本政府が策定した「生物多様性国家戦略2023-2030」では、日本が生物多様性の保全のために取り組むべき課題が挙げられており、その中にはTNFD等の国際的なルールへの対応も取り上げられています。

★ こうした動きは我々の生活や経済活動と縁遠いものではありません。TNFD最終提言は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)とフレームを共通させて策定されていますが、TCFDに基づく財務情報開示は、プライム上場企業に対して事実上義務化されるなど既に一定の定着を見えています。生物多様性に関するTNFDについても、あえてTCFDと整合的に作られているわけですから、同様の展開が予想されます。現に、本

稿を執筆している二〇二四年七月三日には、野村不動産HDが「野村不動産グループ生物多様性方針」を策定したことを公表しました。この際、同社はTNFDに賛同したことも発表しています。このように、民間企業が生物多様性の保全を掲げる動きは既に広まり始めています。

★ 生物多様性の保全が民間企業の取り組みべき課題となれば、たとえば土地開発の方法や製品の原料調達方法などに影響があると予想されますし、そのコスト負担は新たな仕事になったり、商品価格の上昇を招いたりすることもあるでしょう。あるいは、生物多様性に取り組むことがブランド価値の上昇をもたらすかもしれません。さまざまな変化が予想されます。

★ たも網や釣り竿を持って魚を追い回していた子供の頃は、生物の保護は常に企業の経済活動とは対立するものだと思っていました。当時も環境活動家のニュースはありましたが、いずれも企業に敵対的なものだったように記憶しています。そこから約三〇年が経ち、むしろ経済活動の一環として生物多様性の保全が掲げられる時が来るとは思ってもいませんでした。少しずつではありますが、世の中は良くなっているのではないかなと思います。



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

宇宙ゴミの危険と責任

★ 本年四月頃のニュースで、アメリカカリフォルニア州の民家に国際宇宙ステーション(ISS)から投棄された金属ゴミが直撃したというニュースを目にしました。墜落してきたゴミは、直径四センチ、高さ十センチほどの円筒形の金属塊で、民家内の人には当たらなかったものの、屋根と二階の床に穴があきました。

この話には続きがあり、被害を受けた住人の報告でNASA(アメリカ航空宇宙局)が調査したところ、この金属塊は、当のNASAが二〇二二年三月にISSのバッテリーを交換する過程で宇宙空間に廃棄した、二トンを超えるバッテリーパレットの一部であることが確認されたそうです。この宇宙ゴミは、投棄されてから三年あまり宇宙空間を漂った末、大気圏に突入し一部が燃え尽きないまま落下し民家に激突したということとなります。このような調査結果を受けて、被害を受けた住人は、本年六月頃、NASAに対して、宇宙ゴミの落下により生じた物的損害や慰謝料等約一三〇〇万円の賠償を求めて提訴したそうです。

★ スペースデブリとも呼ばれる宇宙ゴミは、地球の衛星軌道上を周回している

不要になった人工衛星やロケットの一部、破片等を指します。各国の宇宙開発、活動が活発になるに伴って、宇宙ゴミは増え続け、これによる問題も深刻化しています。衛星軌道を漂う宇宙ゴミが、運用中の人工衛星やロケットに衝突し事故を引き起こす可能性については、実際に人工衛星が損傷するなど重大事故が発生した事例もあり、大きく問題とされてきています。ただ、今回のような事案は、何年も前から漂っていた宇宙ゴミが突然地上に落下し人家に被害を及ぼすということですので、大局的にみれば宇宙ゴミが落下して地上に損害を与える可能性は限定的との指摘はあるとはいえ、私達に対する身近な脅威として感じるには十分な事案です。

★ 宇宙空間の開発・利用のルールについて、国際的には、いわゆる「宇宙損害責任条約」という条約が存在します。この条約によると、打上げ国は、自国の宇宙物体が地表において引き起こした損害につき、無限の無過失責任を負うことを定めています。ただし、打上げ国の国民は適用外とされていますので、冒頭の事案では、米国内法に基づき対応されることになると思われますが、被害住人の代理人を務める弁護士は、宇宙損害条約にお

ける内容と同様の対応を取るべきと主張しているようです。

また、今回の事案では、調査の結果宇宙ゴミがどこから発生したもののなかが明確になった事案でしたが、十センチより大きな破片だけでも三万六〇〇〇個以上あると言われている宇宙ゴミですから、その打上げ国が個々に特定できる事案ばかりとは全く限りません。

打上げ国が特定できない場合、被害補償は誰がどのように行うかなど、様々な疑問が湧き起こってきますが、宇宙ゴミと法的責任を巡る議論は、民間を含めた宇宙開発産業の発展のスピードに比べるとはるかに遅れていると言わざるを得ません。

近年日本でも宇宙開発や宇宙を利用した産業は注目を集めており、投資対象にもされるなど活発な状況です。そのような状況だからこそ、宇宙空間での事故や地上への墜落の危険など、宇宙ゴミの処分や責任を巡る問題については、喫緊の課題として国内外ともに精緻なルール作りが求められています。

弁護士



鋏田 透
Toru Kuwata

ラーケーション

「ラーケーション」という言葉をご存じでしょうか。これは「Learning」(学び) + 「Vacation」(休暇)を併せた言葉で、二〇二三年度、全国で初めて愛知県で「ラーケーションの日」というものが設けられました。愛知県のラーケーションの日は子どもが保護者等とともに平日に校外(家庭や地域)で、体験や探求の学び・活動を自ら考え、企画し、実行することができる日とされています。校外での自主学習活動であるため、子どもは学校に登校しなくても欠席とはならず、出席停止・忌引等と同じ扱いになるとされています。つまり、本来、学校に登校すべき平日であっても、学校外で保護者等と共に自主的に学習等する場合には欠席とならない制度です。このラーケーションは、愛知県で導入されて以降、茨城県、大分県別府市、栃木県日光市、沖縄県座間味村等でも導入され、制度の呼び名は自治体によって様々ですが、全国でこのようなラーケーションを導入する自治体が増えてきています。

★
そもそもラーケーションの日は、プライベートな時間を充実させることで仕事の効率を上げ、経済の活性化につなげようという愛知県全体の「休み方改革」プロジェクトの中で生まれたもの

です。土日に働いている人の割合は二人から三人に一人であり、親子で休みが合わないという実態を踏まえ、有給休暇の取得促進等を通じた、家族と子どもが一緒に過ごせる仕組みづくりの一つとされています。特に観光産業が盛んな地域では、休日に親子で過ごせない家庭が多いため、平日に家族との時間を確保してほしいと考えています。また、子どもたちの学習活動に資することに加え、観光需要の増加や平日や閑散期に休暇が分散されることで観光需要の平準化、地域経済の活性化等になると期待されています。

★
そもそも、学校を休んで家族で出掛けることはこれまでもあった話かと思えますが、「ズル休み」という言葉もあるように、学校で他のみんなが勉強している時に出掛けていいのだろうか、どこか後ろめたい気持ちがある人も多いのではないのでしょうか。しかし、ラーケーションであれば、定められた日数内で、事前の手続きを行い、学びという目的のために学校を休んで出かけることになると、何の問題もありません。

親子で過ごす時間を確保する、親子で自主的な学習活動することは素晴らしいこと、子どもにとって貴重な体験・学習の機会として利用されることが

期待されます。

★
一方で、懸念事項もあります。ラーケーションを学びのための制度として教育委員会が容認する以上、生徒が等しく利用できる制度であるべきだと思えますが、平日に親が仕事を休むことができない家庭も多くあると考えられます。また、数日の欠席とはいえ、本来学校で学ぶはずだった学習は自習で補うこととされており、また、事前の計画書や事後の報告書も不要の自治体もあり、学校の認める学びの制度としてそれでいいのかと少し疑問です。これまでと同様のテーマパークへの旅行であっても、理由次第でラーケーションとなり得る仕組みであるため、運用にも注意が必要に思えます。休み方改革や観光需要の平準化、地域経済の活性化という目的のために教育の現場が利用されたということにもなりかねません。愛知県内では、名古屋市だけが導入に向けた懸念や課題があると、ラーケーションの導入をしておらず、京都市も導入に慎重です。ラーケーションが真に子どもの学びのための制度としてどうあるべきか、今後も慎重に検討する必要があります。

弁護士

No Image

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

ビールと法律

先日、事務所のビアパーティーが開催され、私にとって初の事務所全体のイベントを大いに楽しませていただきました。

その思い出に浸りながら、今号はビールと法律について書かせていただきます。

ビールと法律と聞いてまず思いつくのは「ビール純粋令」でしょう。

ビールの本場であるドイツにはビール純粋令なるものがあるというの有名な話ですが、その内容や歴史についてはあまり詳しく知りませんでしたので、今回調べてみることにしました。

ビール純粋令とはどういった法律なのでしょう。

★
ビール純粋令は、「ビールは、麦芽、ホップ、水、酵母のみを原料とする」という内容の法律で、現在はドイツ酒税法の一部として残っています。

日本の酒税法における「清酒」が、麦芽や粟、とうもろこし等といった、我々がイメージする「米、水、麴」以外の原料も使用出来る（「日本酒」には非常に厳しい条件があるようですが）ことを考えると、なるほど「純粋」という言葉通り、混ぜ物は一切無しという強い意志が感

じられます。

★
ビール純粋令は、一五一六年、日本で言えば戦国時代に当たる頃に、バイエルン公国で制定されました。

その後、プロイセンによるドイツ統一の際にドイツ全土にビール純粋令が適用され、両大戦や東西分裂、E.C、E.Uの介入等といった危機を乗り越えながらも現在まで残っています。

ビール純粋令は、現在でも有効な食品に関する法律としては最古のもので、そう。

★
京都の街を歩けば「創業室町」、下手をしたらもつと昔から続くお店がそれなりにありますし、その中には今でも当時の製法で商品を作っているというお店もあるので、業界全体、国全体で16世紀当時の決めごとを今でも守り続けているというのなかなか気合が入っています。

★
ビール純粋令は、当初二つの目的をもって制定されました。

一つ目の目的は、粗悪なビール（もどき）を排斥することです。当時のバイエルンでは、麦芽、水、ホップの他に様々なものを混ぜて「ビール」として売られ

ていました。

香りや味を良くするために香草、香辛料、果物等を混ぜる場合もあった一方で、雑草や毒草が混ざった粗悪品も多く流通していたことから、高品質なビールを自国内で生産するために原料を限定しました。

★
もう一つの目的は、食糧の確保です。バイエルンにおける主食はパンであり、その原料は小麦やライ麦なのですが、当時のバイエルンでは、これらをビールに使用していました。そこで、食料を確保するため、ビールの原料を制限しました。

★
このように、当初は政治的な理由で制定されたビール純粋令ですが、今日では、これを遵守してビールを造るところこそが「ドイツビール」のブランド、そして誇りとなっており、市場競争力を高める要因となっています。

近年では、日本の大手ビールメーカーもドイツ国内に醸造所を持ち、ビール純粋令に則った製法で現地向けのビールを造っているそうで、一度日本のビールと飲み比べてみたいものです。



弁護士

大場 勇輝
Oba Yuki

かもがわ講座

カスタマーハラスメント対策



最近、マスコミでもカスタマーハラスメント(略してカスハラ)問題が報じられています。厚生労働省は、令和2年、パワハラ、セクハラに加え、カスハラの実態を把握するための大規模な調査を行うとともに、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しました。

カスハラとは、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容及び妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものと定義されています。それぞれの態様に応じた対応が求められます。

カスハラは、従業員への悪影響のみならず、企業自体や、他の顧客へも悪影響を与えるものであり、正しい対応が必要です。カスハラの状態も以下のとおり様々です。

- 1 時間高速型**
長時間にわたり、顧客等が従業員を拘束する。居座りをする、長時間電話を続ける。
- 2 リピート型**
理不尽な要望について、繰り返し電話で問い合わせをする、または面会を求めてくる。

- 3 暴言型**
大きな怒鳴り声をあげる、「馬鹿」といった侮辱的発言、人格の否定や名誉を毀損する発言をする。

- 4 暴力型**
殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、わざとぶつかってくる等の行為を行う。

- 5 威嚇・脅迫型**
「殺されたのか」といった脅迫的な発言をする、反社会勢力とのつながりをほめかす、異常に接近する等といった、従業員を怖がらせるような行為をとる。または、「対応しなければ株主総会で糾弾する」、「SNSにあげる、口コミで悪く評価する」等とブランドイメージを下げるような脅しをかける。

- 6 権威型**
正当な理由なく、権威を振りかざし要求を通そうとする、お断りしても執拗に特別扱いを要求する。または、文書等での謝罪や土下座を強要する。

- 7 店舗外拘束型**
クレームの詳細が判らない状態で、職場外である顧客等の自宅や特定の喫茶店などに呼びつける。

- 8 SNS/インターネット上での誹謗中傷**
インターネット上に名誉を毀損する、または

たはプライバシーを侵害する情報を掲載する。

- 9 セクシャルハラスメント型**
従業員の身体に触る、待ち伏せをする、つきまとう等の性的な行動、食事やデートに執拗に誘う、性的な冗談といった性的な内容の発言を行う。

上記マニュアルでは、現場での初期対応の基本として以下のことが指摘されています。

- 1 対象となる事実を明確にしたうえで限定的に謝罪する。
- 2 主張内容をじっくりひととおり聞く。
- 3 状況を正確に把握する。
- 4 現場監督者または相談窓口情報共有する。

企業としても、カスハラに対応するための、対応窓口の設置、従業員への研修、専門家との連携などの体制と構築するとともに、従業員の安全の確保、精神面への配慮等の従業員配慮措置をとることが必要とされています。

